



[kouji@jica.go.jp](mailto:kouji@jica.go.jp)へ送付願います。（件名：「競争参加資格確認申請書  
提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

③ 確認結果の通知：2022年6月22日（水）までにメールにて通知します。

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2022年7月12日（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	カンボジア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

カンボジアは国家最高位の戦略である「第四次四辺形戦略（4th Rectangular Strategy）」の下、2030年に中所得国、2050年に高所得国入りを目指しており、その目的達成に向けた重要な政策として、デジタル経済推進に伴う Industry 4.0の実現、経済多様化等の重要性について言及している。係る状況下、2021年5月に国会承認された「デジタル経済政策（2021-2035）」においては、郵政通信省（Ministry of Post and Telecommunications：MPTC）は政府が目指すデジタル経済の基盤として二つの柱、つまり①デジタル経済を支えるインフラと安全で信頼性のあるデジタルサービスの提供、②デジタル社会の実現（市民・政府・ビジネスのデジタル化）を目指すとしている。同時に、MPTCは「デジタル政府戦略（2021-2035）」の策定を行っており、行政のデジタル化を通じた質の高い公共サービスの提供を通じて市民の生活の質向上を目指している。サイバーセキュリティの確保はこうした一連の政府戦略の実現に向けて極めて重要な行政能力の一つであり、カンボジアにおいて過去に発生している DDoS 攻撃やマルウェア・フィッシング等を予防し、政府・市民・ビジネスすべての面において、正常な生活が維持されるために必要不可欠な要素となっている。

他方、サイバーセキュリティインシデント対応のため、2007年に CamCERT（Cambodia Computer Emergency Response Team）が設置されているが、日々高度化するサイバー攻撃に対応する為のスキルや最新技術に関する知識が CamCERT に十分に備わっておらず、政府省庁や関連機関もサイバーセキュリティ人材と基礎的な能力の不足が指摘されている。カンボジア政府の調べによると、省庁や関連機関内職員のおよそ7割がウイルス対策ソフトの導入や更新、定期的なウイルススキャンを適切に施しておらず、また、サイバーセキュリティ専任の職員やスタッフを配置している組織はおよそ2割に留まるという。

かかる状況の下、カンボジア政府は我が国に対して、サイバーセキュリティ能力向上にかかる技術協力プロジェクトを要請した。本要請案件は、カンボジアの CamCERT を中心にサイバーセキュリティ能力向上の支援を行い、CamCERT と重要情報インフラ（Critical Information Infrastructure：CII）産業や他の政府省庁間のサイバーセキュリティに関する組織間連携を強化することで、MPTC に

ける ICT セキュリティ局のサイバーセキュリティ能力向上を図るものである。

本詳細計画策定調査は、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討する為の情報を分析・整理した上で、プロジェクトの体制及び活動内容を提案・協議するとともに、カンボジア国のサイバーセキュリティ能力向上のために求められるサイバーセキュリティ人材やスキル、組織間連携体制、関連する戦略、政策を確認し、プロジェクトに関わる合意文書締結を目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2022年7月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握するとともに、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認する。
- ② カンボジア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、他の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に相手先に送付が可能なスケジュールにてJICAに提出すること。
- ③ 他の団員と協力し、必要な訪問先を取り纏める。
- ④ 他の団員と協力し、プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案（和文・英文）、PO(Plan of Operations)案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2022年7月下旬～8月上旬）

- ① JICAカンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ② カンボジア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - (a) 要請背景・内容（要請書・関連報告書等の内容を踏まえた上で、カンボジア側関係機関のニーズを確認。当該分野におけるジェンダ－格差の有無についても確認、この点については主な質問項目をJICAで準備予定。）
  - (b) 関連する開発計画、政策、制度（ジェンダ－関連事項も含めて確認。）
  - (c) 関連各組織
    - I. 所掌業務、組織体制、根拠法
    - II. 人員体制（男女比も含めて確認。）
    - III. 役割分担、指揮命令体制
    - IV. 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - (d) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性（ジェンダ－視点の有無も含めて確認。）
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 現地調査結果をJICAカンボジア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年8月中旬～9月上旬）

- ① 帰国報告会にて調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年9月9日(金)までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表(案)(和文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「Ⅹ. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒プノンペン⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

2021年11月15日よりワクチン接種者については入国時の隔離は撤廃されています(ワクチン未接種者の隔離期間は7日間)。現地業務期間は2022年7月24日～8月7日頃を予定しており、他の団員も同じ日程で現地業務にあたることを想定していますが、変更の可能性もあります。また、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては現地業務を国内業務に振り替えて日本からの遠隔調査にする可能性もあります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりとなる予定です。

イ) 総括(JICA)

ウ) デジタル・サイバーセキュリティ分野(JICA)

エ) 協力企画(JICA)

オ) 評価分析(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA カンボジア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（他の団員と重なる調査期間については、同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄カンボジア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室（中島）（Nakajima.Yukiko@jica.go.jp）にて配布します。

- ・カンボジア政府からの要請書
- ・PDM（案）

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・全世界インクルーシブで安全なデジタル経済の推進に係る情報収集確認調査

和文：<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046877.html>

英文：<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046878.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無

効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上